(証券コート: 9948) 平成26年5月2日

株主各位

札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号

★ 株式会社アークス

代表取締役社長

横 山 清

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

また、株主総会終了後、株主懇談会を開催いたしますので、併せて ご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成26年5月26日(月曜日)午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

【郵送による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権の行使の場合】

パソコンから当社指定の議決権行使ウェブサイト(http://www.it-soukai.com)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権の行使に際しては78頁の「電子投票(インターネット等による議決権行使)について」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成26年5月27日(火曜日)午前10時
- 2. 場 所 札幌市中央区南十条西三丁目1番1号 札幌パークホテル 地下2階パークプラザ (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 会議の目的事項

報告事項 1. 第53期(平成25年3月1日から平成26年2月28日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役 会の連結計算書類監査結果報告の件

> 2. 第53期(平成25年3月1日から平成26年2月28日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役11名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 役員賞与支給の件

第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

第7号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の

継続について

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出 くださいますようお願い申しあげます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.arcs-g.co.jp)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

(平成25年3月1日から) 平成26年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策への期待感から 景気は改善傾向にあるという見方があるものの、円安による原材料価格の 上昇、消費増税後の個人消費の停滞懸念など、依然として、先行き不透明 な状況が続いてまいりました。

当社グループの主力事業である食品小売業界におきましても、人口動態やライフスタイルの変化、電気料金の値上げなど家計負担の増加に加え、業態の垣根を越えた価格競争がますます激化しており、経営環境は引き続き厳しい状況で推移してまいりました。

このような状況のなか、当社グループは、今後の経営環境の変化に対応すべく、組織変更や委員会・プロジェクト活動を推進した他、当社グループの経営効率向上を図ることを目的として、平成25年12月1日付で当社子会社である㈱エルディと㈱ライフポートを合併するなど、経営体制の強化に取り組んでまいりました。また、スケールメリットを活かした商品調達や、多様な販売チャネル開発を始めとする新規事業の研究など、中長期的な活動に向けた取り組みを開始いたしました。

営業面では、平成25年8月から順次開始してきたアークスRARAカードの東北地区への導入が同年11月に完了し、㈱ユニバースおよび㈱ジョイスにおいて、約67万人の入会申し込みをいただきました。その結果、当連結会計年度末現在のグループカード会員数は北海道と東北を合わせ、242万人となりました。今後はグループ各社の販売データの共有、分析、活用などの取り組みを更に徹底してまいります。

店舗展開につきましては、多様化するお客様ニーズと競争環境に対応するため、新規出店3店舗、移転新築4店舗、業態変更を含めた改装9店舗、閉店4店舗を実施いたしました。

新規出店は、平成25年4月に北海道内で3店舗目となる「カインズホームFC星置店(札幌市)」(運営会社㈱エルディ)を開店した他、「ジョ

イス盛岡西バイパス店(岩手県盛岡市)」(運営会社㈱ジョイス)、同年7月には「ユニバース青柳店(青森県青森市)」(運営会社㈱ユニバース)をそれぞれ開店いたしました。また、地域のライフラインの役割を果たすため、平成25年11月に「スーパーチェーンふじ上富良野店(北海道空知郡)」

(運営会社㈱道北アークス)が同一商圏内にある他社から譲り受けた店舗に移転し、売場面積を拡大して品揃えの拡充を図りました。その他、同年12月には㈱道東ラルズが運営する「ビッグハウス美幌店」を「スーパーアークス美幌店」として移転新築いたしました。

以上の取り組みの結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高4,543億91百万円(前期比4.7%増)、営業利益134億35百万円(前期比0.2%減)、経常利益146億88百万円(前期比1.2%増)となりました。

当期純利益につきましては、当社子会社である㈱ラルズが公正取引委員会からの命令に基づき納付した課徴金12億87百万円を特別損失に計上したことなどにより、63億75百万円(前期比22.8%減)となりました。当該課徴金等については、独占禁止法の規定に基づき、平成25年7月25日に公正取引委員会に対して審判を請求し、現在審判手続き中であります。

なお、当連結会計年度末現在の当社グループの総店舗数は、290店舗(北海道204店舗、青森県33店舗、岩手県50店舗、秋田県2店舗、宮城県1店舗)となっております。

事業部門ごとの売上高は、次のとおりであります。

事業部門等	第 52 (平成25年 2	期 月期)	第 53 (平成26年 2	前期比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	
小 売 事 業	百万円 432, 547	99. 7	百万円 453, 098	99. 7	% 104. 8
観光事業	399	0.1	388	0.1	97. 1
その他の事業	1, 045	0. 2	904	0. 2	86. 5
合 計	433, 992	100.0	454, 391	100.0	104.7

当連結会計年度に実施した新規出店、改装等は以下のとおりであります。

概要	店舗名称	実施時期	運営会社
新規出店	カインズホームFC星置店	平成25年4月	㈱エルディ
(3店舗)	ジョイス盛岡西バイパス店	平成25年4月	㈱ジョイス
	ユニバース青柳店	平成25年7月	㈱ユニバース
	スーパーチェーンふじ上富良野店	平成25年11月	㈱道北アークス
移転新築	ラルズプラザ芦別店	平成25年11月	㈱ラルズ
(4店舗)	ラルズマート芦別店	平成25年11月	㈱道北アークス
	スーパーアークス美幌店(※)	平成25年12月	㈱道東ラルズ
業態変更	スーパーアークス星置店	平成25年4月	㈱ラルズ
(2店舗)	スーパーアークス苗穂店	平成25年6月	㈱ラルズ
	フクハラ芽室店	平成25年3月	㈱福原
	ラルズマート北光店	平成25年4月	㈱道東ラルズ
改装	ユニバース上北町店	平成25年6月	㈱ユニバース
(7店舗)	ジョイス盛岡月が丘店	平成25年7月	㈱ジョイス
	スーパーチェーンふじアシル砂川店	平成25年9月	㈱道北アークス
	ジョイス石鳥谷店	平成25年12月	㈱ジョイス
	ラルズマート本通店	平成26年2月	㈱道南ラルズ
	ラルズマート青葉店	平成25年3月	㈱道東ラルズ
閉店	ラルズマート苫小牧駅前店	平成25年4月	㈱ラルズ
(4店舗)	ラルズマート西岡中央店	平成26年2月	㈱ラルズ
	ジョイス大槌店	平成26年2月	㈱ジョイス

※スーパーアークス美幌店はビッグハウス美幌店より業態変更しております。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度において、実施いたしました設備投資等の総額は58億23 百万円であり、その主なものは㈱ユニバースのユニバース青柳店、㈱道北 アークスのスーパーチェーンふじ上富良野店、㈱道東ラルズのスーパーア ークス美幌店の店舗等の取得ならびにシステム投資等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、設備投資等に充当するため、借入により総額 57億円の資金調達をいたしました。

(2) 財産および損益の状況

	区	分	第 50 期 (平成23年2月期)	第 51 期 (平成24年2月期)	第 52 期 (平成25年2月期)	第 53 期 (平成26年2月期)
売	上	高(百万円)	303, 608	348, 198	433, 992	454, 391
経	常利	益(百万円)	10, 061	12, 080	14, 513	14, 688
当	期純利	益(百万円)	5, 449	13, 303	8, 253	6, 375
1 柞	朱当たり当其	朝純利益 (円)	132. 31	296. 61	154. 60	115. 86
総	資	産(百万円)	118, 368	156, 787	174, 443	177, 564
純	資	産(百万円)	67, 168	93, 320	105, 779	110, 019
1 1	朱当たり純	道資産額(円)	1, 630. 94	1, 802. 34	1, 922. 34	1, 999. 46

(3) 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の議決権比率	主 な 事 業 内 容
				百	万円	%	
㈱ラ	ル	ズ	4,	, 200		100	食料品、衣料品、住関連商品等の 販売および不動産の賃貸
㈱ユ	ニバ	ース	1,	, 522		100	食料品、衣料品、住関連商品等の 販売および不動産の賃貸
㈱福		原	2,	, 481		100	食料品、衣料品、住関連商品等の 販売、観光ホテル・旅館の経営、 旅行代理店業および不動産の賃貸
㈱道	北アー	- クス		781		100	食料品、衣料品、住関連商品等の 販売および不動産の賃貸
㈱東	光ス	トア	1,	, 377		100	食料品、衣料品、住関連商品等の 販売および不動産の賃貸
㈱道	南ラ	ルズ		480		100	食料品、衣料品、住関連商品等の 販売および不動産の賃貸
㈱道	東ラ	ルズ		450		100	食料品、衣料品、住関連商品等の 販売および不動産の賃貸
(株) 篠	原序	商 店		10		100	食料品、住関連商品、酒類等の販 売
㈱ジ	3 /	イス	1,	, 052		100	食料品、住関連商品等の販売および不動産の賃貸
(株) イ	ワ	イ		100		100	酒類等の販売
㈱工	ル	ディ		480		100	店舗施設等の清掃、各種設備機器の 点検、保守管理、産業廃棄物の収集・ 運搬業、損害保険代理店業、生命保 険代理店業、不動産の賃貸、建設事 業およびホームセンター事業、医売 品、化粧品および日用雑貨の販売な らびに写真プリントサービス
㈱ドラ	ラッグ	・ユー		10		※ 100	医薬品、化粧品および日用雑貨の販売
ユニノ	ベース具	興産㈱		10		※ 100	損害保険代理店業、生命保険代理店業

- (注) 1. 平成25年12月1日付で当社子会社である㈱エルディと㈱ライフポートを合併いたしました。
 - 2. ※印は間接所有によるものであります。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済につきましては、景気の先行きが依然として不透明であり、食品小売業界におきましても、消費増税などを背景とした消費マインド低下の影響に加え、同業各社による価格競争や異業種間の競争もますます激化するなど、厳しい経営環境が続き、業界再編の動きも一段と加速することが予想されます。

このような状況のもと、当社グループは「渾ての力を結集し 顧客第一主義を貫き 総攻撃で増税・脱デフレの難関を突破する」を年頭方針として掲げ、様々な事業環境の変化に対応するため、地域シェアの拡大と企業価値の更なる向上に努めてまいります。

新たな事業展開の動きとして、平成26年3月28日付で公表いたしました「株式会社アークスと株式会社ベルグループの株式交換による経営統合に向けた基本合意書締結に関するお知らせ」に記載のとおり、平成26年9月1日付で両社の経営統合を行うことについて基本合意書を締結いたしました。

(㈱ベルグループは岩手県及び宮城県において、ディスカウンティング業態の「ビッグハウス」を中心に 25 店舗を展開しており、アークスグループの東北エリアにおける運営体制の強化と共に、両社グループの経営資源と経営手法を融合し、一層の競争力強化を図ってまいります。また、平成26年3月12日付で公表いたしました「当社連結子会社による株式の取得のお知らせ」に記載のとおり、当社の連結子会社である㈱ユニバースが、平成26年3月31日付で㈱リッツコーポレーションの全株式を取得して子会社化し、譲り受けした4店舗のうち3店舗の営業を開始いたしました。

営業面におきましては、当社グループのスケールメリットを生かした商品調達への取組み及び新たな販売チャネル開発を始めとする新規事業の研究を継続し、グループシナジーを更に追求してまいります。組織体制面においては、各種委員会・プロジェクトを通じたグループ共通の課題解決への取組み、当社と子会社の機能及び役割の明確化によるグループ・ガバナンスの強化を推し進めてまいります。また、公正な取引を推進するための業務改革を、グループ共通の取組みとして継続、強化してまいります。

次期の店舗展開につきましては、新規出店及び移転新築を5店舗、並び に店舗改装をグループ全体で15店舗を予定しております。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援とご理解を賜りますようお願い申しあげます。

(5) **主要な事業の内容**(平成26年2月28日現在)

	事	業	勺 容	等	主要商品・サービス等
当社	純 粋	持	株	会 社	国内外の会社の株式または持分を取得、所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理しております。
子	小	売	事	業	食料品、衣料品、家庭雑貨、住関連商品、酒、インテリア用品、家電製品、工具類、園芸用品、医薬品、写真機、写真材料等の小売販売、写真プリントサービス等を行っており、北海道および主に北東北において店舗展開しております。
1	不動	産賃	重 貸	事業	店舗内およびショッピングセンター敷地内の一部を賃貸しております。
会	観	光	事	業	観光ホテルの経営、旅行業を行っております。
A	ビルァ	ンテ	ナン	ス事業	店舗施設等の清掃、設備機器の点検・保守ならびに管 理等を行っております。
-	損害保	 険・生	冷保険	代理店業	店舗施設等の損害保険に係る業務および生命保険募集 業務を行っております。
社	産業廃	乗物の単	又集・i	軍搬事業	産業廃棄物の収集・運搬業務を行っております。
	建	設	事	業	建築物の内装および外装の設計ならびに施工を行って おります。

(6) 主要な営業所および店舗(平成26年2月28日現在)

会 社 名	本社所在地	店舗数	店 舗 所 在 地
㈱ア ー ク ス	札幌市中央区	_	_
㈱ラ ル ズ	札幌市中央区	60店舗	札幌市および近郊、他道内各地
㈱ユニバース	青森県八戸市	50店舗	青森県、岩手県および秋田県
(株) 福 原	北海道帯広市	46店舗	带広市、釧路市他
㈱道北アークス	北海道旭川市	37店舗	旭川市および道北地区他
㈱東 光 ス ト ア	札幌市白石区	28店舗	札幌市および近郊
㈱道 南 ラ ル ズ	北海道函館市	16店舗	函館市および近郊
㈱道 東 ラ ル ズ	北海道北見市	11店舗	北見市および道東地区
㈱篠 原 商 店	北海道網走市	3店舗	網走市
(株ジョイス	岩手県盛岡市	36店舗	岩手県、青森県、宮城県および秋田県
(株) イ ワ イ	札幌市豊平区	49店舗	札幌市および近郊
㈱エ ル デ ィ	札幌市豊平区	68店舗	札幌市および近郊、他道内各地
㈱ドラッグ・ユー	青森県八戸市	8 店舗	青森県および岩手県
ユニバース興産㈱	青森県八戸市	_	_

(注)平成25年12月1日付で、㈱エルディは、㈱ライフポートと合併いたしました。

(7) **使用人の状況**(平成26年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
4,214名	16名減
(12,907名)	(90名増)

- (注) 使用人数は就業人員であり、パートナー社員(1日1人8時間換算)は、年間の平均人員を()) 外数で記載しております。
 - ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
85 (18) 名	0 (8) 名増	47.9 歳	16.2 年

- (注) 1. 当社の使用人は主に、㈱ラルズ、㈱ユニバース、㈱福原、㈱道北アークス、㈱東光ストア、㈱ジョイス他からの出向者であり、平均勤続年数は各社での勤続年数を通算しております。
 - 2. 使用人数は就業人員であり、パートナー社員(1日1人8時間換算)は、年間の平均 人員を()外数で記載しております。
- (8) 主要な借入先の状況 (平成26年2月28日現在)

f	告		入		5	ŧ	借	入	額
(株)	北	海	道	銀		行		1,	899 百万円
(株)	北	洋		銀		行		1,	787 百万円
(株)	み	ず	ほ	銀		行		1,	473 百万円
(株)	北	日	本	銀		行		1,	317 百万円
(株)	岩	手		銀		行			813 百万円
三	井	住 友	信 託	銀	行	(株)			804 百万円
(株)	日	本 政	策 投	資	銀	行			759 百万円
(株)	三	菱 東 〕	京 U I	J	銀	行			545 百万円
(株)	り	そ	な	銀		行			441 百万円
(株)	三	井	住 友	金	艮	行			428 百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

① ㈱ベルグループとの株式交換に関する基本合意書締結について

当社と㈱ベルグループ(以下、「ベルグループ」といいます。)は、平成26年3月28日に開催されたそれぞれの取締役会決議に基づき、平成26年9月1日を効力発生日(予定)として、当社を株式交換完全親会社、ベルグループを株式交換完全子会社とする株式交換による経営統合を行うことについて、同日付で両社間で基本合意書を締結いたしました。

なお、本株式交換は、平成26年5月30日に開催予定のベルグループ定時 株主総会における承認を得た上で行われる予定です。また、本株式交換は、 会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、当社株主 総会における承認を受けないで行われる予定です。

また、取引の概要等については、連結財務諸表に関する注記事項(重要な後発事象)に記載しております。

② その他

当社の主要子会社の1社である㈱ラルズは、平成24年1月17日、公正取引委員会の立ち入り検査を受け、平成25年7月3日、同委員会から、独占禁止法第2条第9項第5号(優越的地位の濫用)に該当し、同法第19条の規定に違反する行為(不公正な取引方法)を行っていたとして、排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。㈱ラルズは、各命令の内容を慎重かつ詳細に検討した結果、同社の認識と相違があることから、平成25年7月25日、独占禁止法第49条第6項および同法第50条第4項の規定に基づき両命令について審判請求を行いました。平成25年10月17日、公正取引委員会は、審判手続開始を決定し、現在、審判手続が継続しております。

なお、当社および㈱ラルズは、これらの命令を受けた事実については、 厳粛かつ真摯に受け止め、コンプライアンスの一層の徹底と再発防止に取り組んでまいります。

2. 会社の現況

(1) **株式の状況**(平成26年2月28日現在)

① 発行可能株式総数 200,000,000 株

② 発行済株式の総数 55,591,438 株 (自己株式 565,226株含む)

③ 株主数 17,175 名

④ 大株主(上位10名)

株	主	名	持	株	数	持	株	比	率
					株				%
横山 清				3, 021, 8	854			5.	49
(有)丸治				2, 937,	131			5.	33
㈱北海道銀行	Ī			2, 527, 0	072			4.	59
三浦 紘一				1, 652, 9	945			3.	00
日本トラスティ	・サービス信託銀行㈱	(信託口)		1, 581,	700			2.	87
㈱みまん				1, 441, 8	802			2.	62
㈱北洋銀行				1, 399,	144			2.	54
㈱謙徳				1, 377, 6	319			2.	50
アークスグル	レープ社員持株会			1, 257, 6	698			2.	28
アークスグル	レープ取引先持株会	<u> </u>		1, 059,	102			1.	92

⁽注) 持株比率は自己株式 (565,226株) を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況 (平成26年2月28日現在)

	氏	名		地位および担当	重要な兼職の状況
111	浦	紘	1	代表取締役会長	㈱ユニバース代表取締役社長 ㈱ドラッグ・ユー代表取締役社長 ユニバース興産㈱代表取締役社長 ㈱みまん取締役
福	原	朋	治	代表取締役副会長	(株福原代表取締役会長 (株エルディ代表取締役会長 (株道東ラルズ取締役相談役
横	Щ		清	代表取締役社長	(株)フルズ代表取締役会長長 株)フルズ代表取締役会長長 株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (ま) (ま) (ま) (ま) (ま) (ま) (ま) (ま) (ま) (ま
古	Л	公	_	取 常務 執行 役員 役員 ペリーコ 水	(㈱ラルズ取締役 (㈱道南ラルズ取締役 (㈱エルディ取締役
守	屋	澄	夫	取 締 役 執 行 役 員	㈱ラルズ代表取締役社長兼C00 ㈱篠原商店取締役 ㈱イワイ取締役
六	車		亮	取 締 役執 行 役 員	(㈱道北アークス代表取締役社長 (㈱エルディ取締役 (㈱中央スーパー取締役
竹	永	徹	雄	取 締 役 員	㈱ユニバース取締役営業支援部長
小习	切米	秀	樹	取 締 役 執 行 役 員	㈱ジョイス代表取締役兼社長執行役員営業本部長
福	原	郁	治	取 締 役 執 行 役 員	㈱福原代表取締役社長

	氏	名		;	地位ま	327	が担当	i	重要な兼職の状況
本	間	吉	美	常	勤	監	査	役	株ラルズ常勤監査役 株知二パースと 株園に監査役 株園でアーク監査役 株別道南ラルズ監査役 株別道南ラルズ監査を役 株別道南ラルズ監査を役 株別道原原店、監査を役 株別が、日本のでは、 株別が、日本のでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は
武	内	幸	博	監		查		役	㈱福原常勤監査役 ㈱ラルズ監査役 ㈱道北アークス監査役 ㈱道南ラルズ監査役 ㈱道東ラルズ監査役 ㈱道東ラルズ監査役
髙	嶋		智	監		查		役	たかしま総合法律事務所所長 ㈱ラルズ社外監査役 ㈱福原社外監査役 ㈱道北アークス社外監査役 ㈱東光ストア社外監査役
伊	東	和	範	監		查		役	伊東和範税理士事務所所長 ㈱ラルズ社外監査役 ㈱福原社外監査役 ㈱ガニアークス社外監査役 ㈱東光ストア社外監査役

- (注) 1. 監査役髙嶋智、伊東和範の両氏は社外監査役であり、東京証券取引所および札幌証券取引所に独立役員として届け出ております。
 - 2. 常勤監査役本間吉美氏は財務・経理部門での実務経験が長く、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 3. 監査役伊東和範氏は税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有する ものであります。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区	分	支	給	人	員	支	給	額
取 締	役			11名			218	百万円
監 査	役			5名			23	百万円
(うち社外題	监查役)			(3名))		(4	百万円)
合	計			16名			241	百万円

- (注) 1. 上記には、平成25年5月23日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名を含んでおります。
 - 2. 取締役の報酬限度額は平成23年9月7日開催の臨時株主総会において、年額300百万円 以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 - 3. 監査役の報酬限度額は平成5年5月20日開催の第32期定時株主総会において、年額50 百万円以内と決議いただいております。
 - 4. 支給額には、以下のものも含まれております。
 - イ. 平成26年5月27日開催の第53期定時株主総会に付議いたします役員賞与

取締役8名 19 百万円

監査役4名 2 百万円 (うち社外監査役2名 0 百万円)

口. 当事業年度に対応する役員退職慰労引当金繰入額

取締役10名 21 百万円

監査役5名 1 百万円 (うち社外監査役3名 0 百万円)

5. 退任した取締役および監査役に対して支払った役員退職慰労金は以下のとおりです。

取締役3名 15 百万円

監查役1名 1 百万円

(各金額には、上記報酬等の総額ならびに過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労金の繰入額として、取締役3名8百万円、監査役1 名0百万円が含まれております。)

③ 取締役が重要な子会社から受取る報酬等の総額

区			分	支	給	人	員	支	給	額
	取	締	役			8 名			92	百万円
合			計			8 名			92	百万円

- (注) 1. 支給額には、以下のものも含まれております。
 - イ. 重要な子会社にて、平成26年5月開催の定時株主総会に付議いたします役員賞与 取締役4名 7 百万円
 - ロ. 重要な子会社にて、当事業年度に対応する役員退職慰労引当金繰入額 取締役6名 5 百万円

2. 重要な子会社にて、退任した取締役および監査役に対して支払った役員退職慰労金は、 以下のとおりです。

取締役2名 73 百万円

監査役1名 0 百万円

(各金額には、上記報酬等の総額ならびに過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労金の繰入額として、取締役2名15百万円が含まれております。)

- ④ 社外役員に関する事項
 - イ、他の法人等との兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
 - a. 社外監査役髙嶋智氏は、たかしま総合法律事務所を開設しておりますが、当社と同所との間には特別の関係はありません。

同氏は当社の完全子会社である㈱ラルズ、㈱福原、㈱道北アークスおよび㈱東光ストアの社外監査役を兼務しております。

b. 社外監査役伊東和範氏は、伊東和範税理士事務所を開設しておりますが、当社と同所との間には特別の関係はありません。

同氏は当社の完全子会社である㈱ラルズ、㈱福原、㈱道北アークスおよび㈱東光ストアの社外監査役を兼務しております。

- ロ. 当事業年度における主な活動状況
 - a. 取締役会および監査役会への出席状況

					取締役会	(25回開催)	監査役会	(13回開催)
					出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
社外監査役	髙	嶋		智	25	100.0	13	100.0
社外監査役	伊	東	和	範	17	89. 4	8	80.0

- (注)監査役伊東和範氏は、平成25年5月23日開催の第52期定時株主総会において選任されており、同氏就任後の取締役会開催回数は19回であり、監査役会開催回数は10回であります。
- b. 取締役会および監査役会における発言状況
 - ・社外監査役髙嶋智氏は必要に応じて、法務ならびにコンプライアンス の見地から助言・提言を行っております。
 - ・社外監査役伊東和範氏は必要に応じて、税務ならびに財務・会計の見地から助言・提言を行っております。

c. 子会社㈱ラルズが公正取引委員会の排除措置命令および課徴金納付 命令を受けた事実に対する対応の概要

社外監査役髙嶋智氏および伊東和範氏は、当社の子会社である㈱ラルズが公正取引委員会から独占禁止法の優越的地位の濫用の被疑により排除措置命令および課徴金納付命令を受けたことについて、取締役会等において同事案およびこれに係る審判手続の状況等を適時確認しております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、法令で定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額			13 百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その 他の財産上の利益の合計額			48 百万円

- (注) 1. 当社の子会社である㈱ラルズ、㈱ユニバース、㈱福原、㈱道北アークス、㈱東光ストアおよび㈱ジョイスにつきましては、新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法 に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できません ので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役全員の同意による会計 監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行するこ とが困難と認められる場合は、監査役会の同意または請求により、会計監 査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任 もしくは不再任の決定を行います。

(4) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社は、持株会社として当社グループ全体のコーポレート・ガバナンスおよびコンプライアンスに関する基本事項の周知・徹底を図るため、グループ理念、同運営方針、同行動指針ならびにアークス用語集等を主な内容とする「アークスグループ・フィロソフィー」を冊子としてまとめ、当社グループの全役職員に配布、携帯させ、グループ・ガバナンスの強化に努める。
 - ロ. 当社は、当社グループ全体のコンプライアンスおよびリスク管理を統括する組織として、社長を委員長とし、社外弁護士も参加する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。同委員会において、「アークスグループ・フィロソフィー」等を活用し、役職員に対するコンプライアンスに関する教育、研修を実施し、コンプライアンスの強化および企業倫理の浸透を図る。
 - ハ. 法令および社内規程ならびに社会的な規範に反する行為等を早期に 発見し、是正することを目的とする社内報告体制として、社内担当者お よび社外弁護士を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、 「内部通報規程」を定め、その運用をおこなう。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - イ. 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報が記載された文書および電磁的記録を、「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところにしたがい、適切に保存し管理するとともに、定められた保存期間中は閲覧可能な状態を維持する。
 - ロ. 当社は、法令、東京証券取引所および札幌証券取引所の適時開示規則 ならびに社内規程である「内部者取引管理規程」の定めるところにした がい、投資者に対する適時・適切な会社情報を開示する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社は、当社グループ全体の事業等に関するリスクを把握し管理する ため、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、「リスク管 理規程」によりリスク管理に関する基本方針や体制を定め、この規程に したがいリスク管理体制および管理手法を整備し、当社グループ全社に わたるリスクを総括的かつ個社別に管理する。
 - ロ. 「コンプライアンス・リスク管理委員会」は、当社グループ主要企業 各社の代表メンバーで構成される組織横断的な部署とし、リスク管理の 状況を定期的に取締役会に報告する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
 - イ. 当社は、取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保する ための体制の基礎として、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項 の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等をおこなうとともに、適 宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に意思決定をおこな う。
 - ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務 分掌規程」および「職務権限規程」等の社内規程において、それぞれの 責任者およびその責任、ならびに執行手続の詳細について定める。
 - ハ. 当社は、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の監督機能を強化するため、執行役員制度を導入するとともに、当社の取締役および執行役員ならびに事業子会社の取締役および執行役員の任期を1年とし、経営環境の変化に機敏に対応するとともに、経営責任の明確化を図る。
- ⑤ 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業 務の適正を確保するための体制
 - イ. 当社は、持株会社として当社グループ全体の経営管理および統括をおこなうため、「関係会社管理規程」、「グループ予算規程」および「グループ経営会議規程」等の定めるところにしたがい、当社グループ全体の中長期経営計画および経営戦略等を策定し、事業子会社の状況に応じて適切な管理・指導をおこなう。
 - ロ. 当社グループ全体の重要事項に関する検討・協議を深め、当社グループおよびグループ企業各社の経営情報を共有化し、課題認識を統一するため、当社の取締役、監査役、執行役員およびグループ企業各社の社長で構成する「グループ経営会議」を毎月1回定例開催する他、適宜臨時に開催する。
 - ハ. 当社とグループ企業各社との取引条件が、当社グループ以外の第三者 との取引内容と比較して、著しく乖離しないよう、必要に応じて外部の 専門家に相談し、確認を求める。
 - 二. 内部監査については、持株会社である当社に当社グループ全体の内部 監査業務を担当する専任部署として、社長直轄の「経営監査グループ」 を設置し、グループ企業各社から独立した立場で、グループ内の全事業 所を対象に会計監査および業務監査をおこなう。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する事項
 - イ. 当社は、監査役の職務を補助するための専任組織としての監査役会事務局は設置していないが、監査役がその職務を補助すべき使用人について必要に応じて要請をおこなった場合には、当社の「経営監査グループ」がその業務を担当する。

- ロ. 前記の「経営監査グループ」の人員以外に監査役が追加で人員の要請をおこなった場合には、当社の取締役会は監査役会と協議のうえ、必要と認める部署より、適宜追加人員を監査役を補助する使用人として指名する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項 「経営監査グループ」に配置する使用人の人事異動および人事考課については、事前に監査役会に報告をおこない、了承を得ることとする。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - イ. 監査役は、取締役会およびグループ経営会議等の重要会議体のほか、 各種の案件会議および委員会等に出席するものとし、重要な議事、稟議 書等について随時その内容を監査役会に報告する。
 - ロ. 前記にかかわらず、取締役、執行役員および使用人は当社の業務または業績に重要な影響を与える事項について監査役に都度報告することとし、また監査役は必要に応じて、取締役、執行役員および使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制 監査役会は、代表取締役、経営監査グループおよび会計監査人である監 査法人との間で、それぞれ定期的に意見交換会を開催し、とりわけ経営監 査グループおよび監査法人との密接な連携を図ることで、監査役の監査の 実効性確保を図る。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

当社および傘下の事業会社では、「損得よりも善悪で判断します」をグループの行動指針の一つとして掲げ、自らの法令遵守態勢を明確にするとともに、法令や社会規範を遵守せず、社会の秩序や市民生活を脅かす反社会的勢力とは、いかなる取引もおこなわないことを基本とする。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、担当部署が顧問弁護士、地元警察当局と連携を図り、毅然とした態度で接することとする。

3. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、平成26年4月11日開催の当社取締役会において会社法施行規則第118条第3号に定める当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。)を決議しております。その概要は以下のとおりです。

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株式に対する大規模な買付等およびこれに類似する行為があった場合においても、これを一概に否定するものではなく、大規模な買付行為や買付提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から判断して企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、ならびに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係等を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模な買付等またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付等を意図する者が現れた場合は、当該買付者に買付の条件ならびに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、より多くの投資家の皆様に長期的に継続して投資いただくため、 当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取組みとして、下記①の経営理念を掲げ、下記②の中期経営構想による企業価値向上への取組みおよび下記③のグループガバナンスの強化充実に取り組んでおります。

① 経営理念

当社は、平成14年11月1日、北海道内の各地域でスーパーマーケットを展 開する㈱ラルズを中核とした企業グループと十騰·帯広管内でスーパーマー ケットを展開する㈱福原との経営統合により誕生した純粋持株会社であり ます。平成16年10月に旭川市を中心にスーパーマーケットを展開する㈱ふ じ(現㈱道北アークス)、平成21年10月には㈱東光ストア、平成23年10月に 北東北エリアを代表するスーパーマーケットである㈱ユニバース、同年11月 に㈱篠原商店および平成24年9月に岩手県を中心にスーパーマーケットを 展開する㈱ジョイスが当社グループの核企業として加わり、現在は、スーパ ーマーケット9社を含む13社の連結子会社が、当社のグループ運営の基本で ある「八ヶ岳連峰経営」の下、北海道および北東北を中心に営業活動を展開 しております。また、平成26年9月には新たに岩手県および宮城県を中心に スーパーマーケット等を展開する㈱ベルグループも加わる予定であります。 「八ヶ岳連峰経営」とは、同じような高さの山々が連なる八ヶ岳連峰のよう に、傘下企業が対等な立場で企業統合を行うことで、お客さまとの距離を短 く保ちながら、グループ全体の経営資源の特大化と成長を目指そうという考 え方です。

② 中期経営構想

当社グループは、経営理念を具現化し、会社支配に関する基本方針を実現すべく、アークスグループ中期経営構想として、以下の施策を展開しており、今後は、広く東日本を視野に入れた流通企業グループを目指してまいります。

③ グループガバナンスの強化充実に向けた取組み

当社は、経営理念および中長期的な経営計画を実現していくため、グループガバナンスの充実を図ることを経営上の重要課題として位置づけ、上場企業として公正かつ透明性の高い経営を行うべく、子会社の管理指導機能、監督機能、業務執行機能、監査機能などの強化に取り組んでおります。さらに、平成26年5月27日開催予定の当社第53期定時株主総会において、社外取締役を選任することを予定しております。

以上、当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることに役員・ 社員一丸となって取り組んでおり、これらの取組みは、会社の支配に関する 基本方針の実現にも資するものと考えております。 なお、本基本方針の詳細につきましては、当社ウェブサイト(http://www.arcs-g.co.jp/common/datadir/info_dat_20140411153021.pdf) に掲載しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年3月17日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」を導入した後、平成20年5月29日開催の第47期定時株主総会においてご承認を得、その後、平成23年5月24日開催の第50期定時株主総会において、当該対応策の一部を変更(以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。)したうえで継続することについてご承認を得ております。

その概要は以下のとおりです。

① 当社株式の大規模買付行為等

本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議 決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為をい い、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

② 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ 十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模 買付行為を開始するというものです。

③ 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に 当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対 意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに 留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合には、対抗措置をとることがあります。

また対抗措置をとる場合、その判断について株主総会を開催し、株主の皆様のご意思を確認させていただく場合がございます。

④ 本プランの有効期限は、平成29年5月31日までに開催予定の当社第56期 定時株主総会終結の時までとなっております。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト(http://www.arcs-g.co.jp/common/datadir/info_dat_20140411153021.pdf) に掲載しております。

(4) 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益 を損なうものではなく、また当社の会社役員の地位の維持を目的とするもの ではないことについて

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための施策であり、まさに会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること、②株主意思を反映するものであること、③独立性の高い社外者の判断を重視するものであること、④デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと等、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (注) 1. デッドハンド型買収防衛策とは、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、 発動を阻止できない買収防衛策
 - 2. スローハンド型買収防衛策とは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策
 - 3. 当社では取締役解任決議要件につきまして、特別決議を要件とするような決議要件 の加重をしておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成26年2月28日現在)

(単位:百万円)

資 産 の	 部	(単位:百万円) 負債の部
科目	金額	科目金額
流動資産	47, 468	流 動 負 債 45,159
現金及び預金	24, 823	買 掛 金 24,336
		短 期 借 入 金 5,145
受取手形及び売掛金	2, 280	リース債務 493
たな卸資産	13, 045	未 払 金 5,253
繰延税金資産	1, 389	未 払 費 用 2,346
その他	5, 938	未 払 法 人 税 等 2,764
 貸 倒 引 当 金	△8	未 払 消 費 税 等 610
		賞 与 引 当 金 2,066
固 定 資 産 	130, 095	ポイント引当金 475
有 形 固 定 資 産	105, 824	その他 1,667
建物及び構築物	38, 697	固 定 負 債 22,385
土 地	60, 924	長期借入金 7,525 リース債務 2,110
リース資産	2, 427	リース債務 2,110 繰延税金負債 11
		退職給付引当金 3,252
建設仮勘定	303	で で で で は で で は で は で に で に で に に に に に に に に に に に に に
その他	3, 470	長期預り保証金 5,944
無形固定資産	1, 473	資産除去債務 2,207
のれん	356	その他 275
その他	1, 116	負 債 合 計 67,544
投資その他の資産	22, 797	純資産の部
		株 主 資 本 109,753
投資有価証券	3, 062	資 本 金 20,000
長 期 貸 付 金	91	資 本 剰 余 金 20,683
敷金及び保証金	14, 602	利 益 剰 余 金 69,714
繰延税金資産	3, 670	自 己 株 式 △643
		その他の包括利益累計額 265
そ の 他	1, 738	その他有価証券評価差額金 265
貸 倒 引 当 金	△367	純 資 産 合 計 110,019
資 産 合 計	177, 564	負債純資産合計 177,564

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結損益計算書

(平成25年3月1日から) 平成26年2月28日まで)

(単位:百万円)

		科					F	1		金	額
		11						1		並	
売				上			高				454, 391
売			上		原		価				345, 328
	売		上		総		利		益		109, 063
販	売	費	及 7	び ー	般	管 理	費				95, 628
	営			業		利			益		13, 435
営		業		外	4)	Z	益				1, 523
	受			取		利			息		90
	受		取		酉己		当		金		73
	持	分	法	に	よ	る投	資	利	益		11
	業		務		受		託		料		460
	术		1	ン	1	収		入	額		204
	そ				0)				他		682
営		業		外	婁	ŧ	用				270
	支			払		利			息		199
	そ				0)				他		71
	経			常		利			益		14, 688
特			別		利		益				4
	そ				0)				他		4
特			別		損		失				1, 943
	固	定	Ē :	資	産	除	売	却	損		161
	減			損		損			失		362
	課				徴				金		1, 287
	そ				0)				他		132
1.	兑 3	金等	等 訓	司 整	前	当 期	純	利	益		12, 749
治	去丿	人稅	Ĺ,	住	民 税	及	び 事	事 業	税		5, 732
浩	去	人		税	等	調	1	整	額		642
浩	去	,	人	税		等	合		計		6, 374
1	少 数	、株	主技	員 益	調整	前 当	期	純 利	益		6, 375
当	当		期		純		利		益		6, 375

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成25年3月1日から) 平成26年2月28日まで)

(単位:百万円)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	20,000	20, 683	65, 595	△639	105, 638
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	_	_	△2, 256	_	△2, 256
当 期 純 利 益	_	_	6, 375	_	6, 375
自己株式の取得	_	_	_	∆3	∆3
自己株式の処分	_	0	_	0	0
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)	_	_	_	_	_
当期変動額合計	_	0	4, 119	∆3	4, 115
当期末残高	20,000	20, 683	69, 714	△643	109, 753

	その他の包括	舌利益累計額		
	その他有価証 券評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	純資産合計	
当 期 首 残 高	141	141	105, 779	
当 期 変 動 額				
剰余金の配当	_	_	△2, 256	
当 期 純 利 益	_	_	6, 375	
自己株式の取得	_	_	△3	
自己株式の処分	_	_	0	
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)	124	124	124	
当期変動額合計	124	124	4, 240	
当 期 末 残 高	265	265	110, 019	

⁽注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結注記表

- I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記
 - 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 13社

連結子会社の名称 (㈱ラルズ、(㈱福原、(㈱道北アークス、(㈱道東ラルズ、(㈱道南ラルズ、(㈱イワイ、(㈱エルディ、(㈱東光ストア、(㈱ユニバース、(㈱ドラッグ・ユー、ユニバース興産㈱、(㈱篠原商店、(㈱

ジョイス

(注) (㈱エルディは平成25年12月1日をもって、㈱ライフ ポートを吸収合併しております。

(2) 非連結子会社の数 3社

ーズ

非連結子会社はいずれも小規模であり合計の総資産、売上高、 当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼして いないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 1社

関連会社の名称 ㈱北海道シジシー

(2) 持分法非適用の非連結子会社の数 3 社

ーズ

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、当該会社に対する投資については、持分法を適用せず、原価法により評価しております。

- 3. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券

ア、子会社株式及び関連会社株式・・・・・・・移動平均法による原価法

イ. その他有価証券

平均法により算定)

時価のないもの・・・・・・主として移動平均法による原価法

② たな卸資産

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産・・・・・・・・定率法

(リース資産を除く) ただし、一部の連結子会社を除き、定期借地権契約による借地上の建物・構築物については、耐用年数を定期借地権の残存期間とし、残存価額を零とした定額法によっております。 また、平成10年4月1日以後取得した建物(建物附属設備を

> 除く)については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

上点面//17 | 数/(4/)(4/)

建物及び構築物

 $2 \sim 40$ 年

その他の有形固定資産 2~34年

② 無形固定資産・・・・・・定額法

(リース資産を除く) 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能 期間 (5年) に基づく定額法によっております。

なお、リース取引開始日が平成21年2月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸 念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上し ております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ ポイント引当金

顧客に付与されたポイントの使用による売上値引等に備えるため、当連結会計年度末に おいて将来使用されると見込まれる金額を、ポイント引当金として計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資 産の見込額に基づき計上しております。

また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の将来の退職慰労金支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を 計上しております。

- (4) 重要なヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

また、通貨スワップについては振当処理の要件を満たしておりますので、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ 、通貨スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息 、外貨建借入金

③ ヘッジ方針

金利スワップ取引は変動金利を固定金利に変換するため、通貨スワップ取引は為替変動リスクを回避するため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引は特例処理の要件を満たしているため、通貨スワップ取引は振当処理 の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれん及び平成23年2月28日以前に発生した負ののれんの償却については、5年間の定額法により償却しております。平成23年3月1日以降に発生した負ののれんについては、 当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

4. 会計方針の変更に関する事項

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成25年3月1日 以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更 しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

5. 未適用の会計基準等

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給 付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1) 概要

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、連結貸借対照表の純資産の部において税効果を 調整した上で認識し、積立状況を示す額を負債または資産として計上する方法に改正さ れました。また、退職給付見込額の期間帰属方法について、期間定額基準のほか給付算 定基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法が改正されました。

(2) 適用予定日

平成27年2月期の期末より適用予定です。ただし、退職給付債務及び勤務費用の計算方法 の改正については、平成28年2月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響 影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中です。

Ⅱ.連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

78,204 百万円

50 百万円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 債務の担保に供している資産 現金及び預金

(2) 上記に対応する債務

70 3E/X O 17K 3E	00 11 /2 1						
建物及び構築物	6,616 百万円						
土地	16,481 百万円						
計	23,148 百万円						
買掛金	1 百万円						
短期借入金	1,637 百万円						
その他流動負債	19 百万円						
長期借入金	4,140 百万円						
(1年以内返済予定長期借入金含む)							

長期預り保証金 683 百万円

(1年以内返済予定長期預り保証金含む) 6,482 百万円

3. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針

資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また資金調達については銀行借 入による方針です。また、デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するため に利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

- ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制
 - ・営業債権である売掛金は、クレジットカード売上に関して信販会社より発生するものが主であります。信販会社は、信用調査の結果承認した当社グループの顧客に対する販売代金を顧客に代わって当社グループに支払い、その立替代金を信販会社の責任において回収するため、信販会社の信用リスクに晒されていますが、当社グループでの代金未回収リスクは原則として発生いたしません。
 - ・投資有価証券である株式は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務 上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状態を把握して おります。
 - ・敷金および保証金は、主に店舗の土地または建物を賃借するためのものであり、契約先(地主またはデベロッパー)の信用リスクに晒されております。
 - ・営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。
 - ・借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金(原 則として5年以内)は主に設備投資に係る資金調達であります。
 - ・営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社 が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。
 - 長期預り保証金は当社グループの店舗へ出店しているテナントからの預り金であり、 契約満了時に返還が必要になります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	24, 823	24, 823	_
②受取手形及び売掛金	2, 280	2, 280	_
③投資有価証券 その他有価証券※3	1, 189	1, 189	_
④敷金及び保証金※4	14, 966	12, 378	
貸倒引当金 ※1	△360	△360	
	14, 606	12, 017	△2, 588
資産計	42, 899	40, 311	△2, 588
⑤買掛金	24, 336	24, 336	_
⑥短期借入金	3, 200	3, 200	_
⑦長期借入金 ※2	9, 470	9, 460	△10
⑧長期預り保証金	6, 212	5, 539	△673
負債計	43, 220	42, 536	△683

- ※1 敷金及び保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
- ※2 長期借入金は1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。
- ※3 投資有価証券には、流動資産(有価証券)が、3百万円含まれております。
- ※4 敷金及び保証金には、流動資産が、364百万円含まれております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

- ① 現金及び預金並びに② 受取手形及び売掛金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳 簿価額によっております。
- ③ 投資有価証券 これらの時価については、取引所の価格によっております。

④ 敷金及び保証金

償還金の合計額を残存期間に対応する国債利回りで割り引いた現在価値により算定し ております。なお、敷金及び保証金には1年以内償還予定の敷金及び保証金を含めて表 示しております。

⑤ 買掛金及び⑥ 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳 簿価額によっております。

⑦ 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想 定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑧ 長期預り保証金

償還金の合計額を残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定 しております。なお、長期預り保証金には1年以内償還予定の預り保証金を含めて表示 しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 (単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,654
非連結子会社及び関連会社株式	222

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどがで きず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証 券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金及び預金	24, 823	_	_	_
受取手形及び売掛金	2, 280	_	_	_
差入保証金	839	2,870	1, 689	9, 566
合計	27, 944	2, 870	1, 689	9, 566

(注4) 長期借入金の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5年超
長期借入金	1, 945	4, 713	1,060	736	494	520
合計	1, 945	4, 713	1,060	736	494	520

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の数

普诵株式

55,591,438 株

- 2. 剰余金の配当に関する事項
 - (1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年5月23日	普通株式	1,155 百万円	21 円	平成25年	平成25年
定時株主総会	音进休式			2月28日	5月24日
平成25年10月15日	普通株式	1,100 百万円	20 円	平成25年	平成25年
取 締 役 会	百世休八			8月31日	11月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成26年5月27日	普通株式	1,100百万円	到光剰会会	20 円	平成26年	平成26年
定時株主総会	百世怀八	1,100日万円	和	20 🖯	2月28日	5月28日

Ⅳ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1株当たり当期純利益

1,999円46銭 115円86銭

V. 重要な後発事象に関する注記

当社と㈱ベルグループ(以下、「ベルグループ」といいます。)は、平成26年3月28日に 開催されたそれぞれの取締役会決議に基づき、平成26年9月1日を効力発生日(予定)として、当社を株式交換完全親会社、ベルグループを株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)による経営統合(以下、「本経営統合」といいます。)を行うことについて、同日付で両社間で基本合意書(以下、「本基本合意書」といいます。)を締結いたしました。

なお、本株式交換は、平成26年5月30日に開催予定のベルグループ定時株主総会における 承認を得た上で行われる予定です。また、本株式交換は、会社法第796条第3項の規定に基づ く簡易株式交換の手続により、当社株主総会における承認を受けないで行われる予定です。

1. 本経営統合の目的

本経営統合は、北海道及び東北を代表する食品スーパーマーケットのグループである当社 グループ及びベルグループが、対等の精神に基づき、両社グループの経営資源と経営手法を 融合し、一層の競争力強化を図るとともに、当社グループの東北エリアにおける営業体制を 強化することを目的としております。また、本経営統合により、当社の連結子会社である㈱ ユニバース及び㈱ジョイスと併せ、当社グループの東北エリアにおける売上規模は2,000億円 が視野に入り、運営体制が強化されるのと同時に、本経営統合は、当社グループの東日本に おける展開エリア拡大に向けての基盤固めの意味も有しております。

2. 本経営統合の要旨

(1) 本経営統合の日程

本基本合意書締結の取締役会決議(両社) 平成26年3月28日

本基本合意書締結(両社間) 平成26年3月28日

本株式交換契約締結(両社間) 平成26年5月14日 (予定)

本株式交換承認株主総会(ベルグループ) 平成26年5月30日 (予定)

本株式交換の効力発生日 平成26年9月1日 (予定)

- (注1) 本株式交換は、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、本株式交換契約について当社株主総会における承認を受けないで行われる予定です。
- (注2) 本経営統合の手続の進行上の必要性その他の理由により必要な場合には、当社及 びベルグループは協議し合意の上、上記日程を変更する場合があります。

(2) 本経営統合の方式

本経営統合は、当社を株式交換完全親会社、ベルグループを株式交換完全子会社とする 株式交換により行うことを予定しております。本株式交換は、当社については会社法第796 条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、本株式交換契約について当社株主総 会における承認を受けないで行われる予定です。また、ベルグループについては、平成26 年5月30日に開催予定の定時株主総会において、本株式交換の承認を受けた上で行う予定 です。

(3) 本株式交換による割当ての内容

株式交換に際して、当社はベルグループの株主に対して当社の普通株式を交付する予定です。株式交換比率は、第三者機関より提出される算定結果を踏まえ、両社で協議の上、株式交換契約書にて別途決定いたします。

3. 本経営統合の当事会社の概要

		株式交換完全親会社 (平成26年2月28日現在)	株式交換完全子会社 (平成25年3月31日現在)
		(平成20年2月20日現住)	(平成25年 5月31日現住)
(1)	商号	株式会社アークス	株式会社ベルグループ
(2)	本店所在地	札幌市中央区南十三条西十一 丁目2番32号	岩手県盛岡市羽場10地割100番 地3
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 横山 清	代表取締役社長 遠藤 須美夫
(4)	事 業 内 容	スーパーマーケット事業等を 行う国内外の会社の株式また は持分を取得、所有することに より当該会社の事業活動を支 配、管理する純粋持株会社	
(5)	連結売上高	454, 391百万円	40,632百万円
(6)	連結当期純利益	6,375百万円	555百万円
(7)	連結総資産	177,564百万円	16,016百万円
(8)	連結純資産	110,019百万円	10,914百万円

(注) ベルグループは連結決算を行っていないため、同社と同社完全子会社である㈱ベルプラスの単純合算数値を記載しております。

4. 会計処理の概要

本株式交換は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)における「取得」に該当し、当社を取得企業とするパーチェス法を適用する予定です。

Ⅵ. 企業結合等に関する注記

開示すべき重要な事項はありません。

Ⅶ. その他の注記

課徴金

当社の連結子会社である㈱ラルズは、公正取引委員会より、平成25年7月3日付で、独占禁止法第2条第9項第5号(優越的地位の濫用)に該当し、同法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

その後、その内容を十分に精査し対応を検討した結果、当連結会計年度において、当該課 徴金納付額12億87百万円を特別損失として計上しております。

なお、平成25年7月16日に両命令について、公正取引委員会に対し、独占禁止法第49条第6項及び同法第50条第4項の規定に基づき審判を請求することを決定し、同年7月25日付で審判請求をいたしました。公正取引委員会は、平成25年10月17日付けで審判手続開始を決定し、現在、審判手続が継続しております。

貸借対照表

(平成26年2月28日現在)

(単位:百万円)

資 産 0	部	負 債 の	部
科目	金 額	科目	金 額
流動資産	3, 720	流 動 負 債	9, 399
明 A TZ 71 35 A	CED	短 期 借 入 金	8, 250
現金及び預金	653	リース債務	102
未 収 入 金	640	未 払 金	489
() () () () () ()		未 払 費 用	5
短期貸付金	2, 425	未払法人税等	6
その他	1	賞 与 引 当 金	37
		ポイント引当金	456
固定資産	70, 288	そ の 他	50
 有形固定資産	1, 214	固 定 負 債	3, 063
	1,214	長期借入金	2, 800
建物	570	リース債務	144
構築物	10	役員退職慰労引当金	115
件 架 初	12	その他	3
工具、器具及び備品	35	負 債 合 計	12, 462
		純 資 産 <i>0</i>	
土地	380	株 主 資 本	61, 546
リース資産	215	資 本 金	20, 000
		資本剰余金	30, 541
無形固定資産	584	資本準備金	30, 386
ソフトウェア	558	その他資本剰余金	154
		利益剰余金	11, 648
リース資産	25	利益準備金	305
投資その他の資産	68, 489	その他利益剰余金	11, 343
以見ての心の貝性	00, 409	別途積立金	9,000
関係会社株式	68, 454	繰越利益剰余金	2, 343
7 0 11.		自己株式	△643
そ の 他 ※ キ ヘ =	35	純 資 産 合 計	61, 546
資 産 合 計	74, 008	負債純資産合計	74, 008

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損益計算書

(平成25年3月1日から) 平成26年2月28日まで)

(単位:百万円)

		(単位:日万円)
科	目	金額
売 上	高	4, 405
売 上 総	利 益	4, 405
販売費及び一般管	理費	2, 065
営業	利 益	2, 339
営 業 外 収	益	4, 143
受取	利息	8
ポイント	収 入 額	4, 034
その	他	100
営 業 外 費	用	4, 080
支 払	利 息	45
ポイント引当	金繰入額	4, 034
その	他	0
経常	利 益	2, 401
特 別 損	失	2
その	他	2
税引前当期	純 利 益	2, 399
法人税、住民税	及 び 事 業 税	6
法 人 税 等	音 合 計	6
当期純	利 益	2, 393

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書

(平成25年3月1日から) 平成26年2月28日まで)

(単位:百万円)

							(D /3 1/
			株	主	資	本		
		資 >	本 剰 弁	金	利	益	剰 余	金
	資 本 金		スの研修士	次士副人厶		その他利	益剰余金	11 光페스스
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金合計	利益準備金	別 途積立金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	20,000	30, 386	154	30, 541	305	9,000	2, 206	11, 511
当 期 変 動 額								
剰余金の配当	_	_	_	_	_	_	△2, 256	△2, 256
当 期 純 利 益	_	_	_	_	_	_	2, 393	2, 393
自己株式の取得	_	_	_	_	_	_	_	_
自己株式の処分	_	_	0	0	_	_	_	_
当期変動額合計	_	-	0	0	ı	_	137	137
当 期 末 残 高	20, 000	30, 386	154	30, 541	305	9, 000	2, 343	11, 648

	株 主	資 本	
	自己株式	株主資本合計	純資産合計
当 期 首 残 高	△639	61, 412	61, 412
当 期 変 動 額			
剰余金の配当	ı	△2, 256	△2, 256
当 期 純 利 益	ı	2, 393	2, 393
自己株式の取得	△3	△3	△3
自己株式の処分	0	0	0
当期変動額合計	△3	133	133
当 期 末 残 高	△643	61, 546	61, 546

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

個別注記表

- I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

- (1) 子会社株式及び関連会社株式・・・・・・・移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券

- 2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産・・・・・・・定率法
 - (リース資産を除く) ただし、平成10年4月1日以後取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 4~39年

 構築物
 10~30年

 工具、器具及び備品
 4~9年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産・・・・・・定額法

(リース資産を除く) 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能 期間 (5年) に基づく定額法によっております。

- (3) リース資産・・・・・・・・・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の 減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存 価額を零とする定額法によっております。
- 3. 引当金の計上基準
- (1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) ポイント引当金

純粋持株会社である当社は、連結子会社において、顧客に付与されたポイントの使用による売上値引等に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる金額を、ポイント引当金として計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の将来の退職慰労金支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上 しております。 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更に関する事項

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成25年3月1日以後に取得した有形固 定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

Ⅱ. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る減価償却累計額

477 百万円

2. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 2,425 百万円 短期金銭債務 8,250 百万円 長期金銭債務

100 百万円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高 4,405 百万円 営業取引以外の取引高 3,829 百万円

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式 565,226 株

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因別内訳

賞与引当金 14 百万円 ポイント引当金 172 百万円 繰越欠損金 681 百万円 その他 315 百万円 小計 1,183 百万円 評価性引当額 △1,183 百万円 繰延税金資産合計 一 百万円

VI. 関連当事者との取引に関する注記

(単位:百万円)

種 類	会社等の 名 称	住 所	査は金 本た資 ま出	議決権等 の 所 有 (被所有) 割 合	関係 役員の 兼任等	内 容 事業上 の関係	取 引 の内 容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	㈱ラルズ	札幌市中央区	4, 200	(所有) 100%	7人	-	売 上 高 ポイント収入額 支払利息	1, 180 1, 582 12	短期借入金 長期借入金 未払金	3, 900 100 117
子会社	(株) 福 原	北海道帯広市	2, 481	(所有) 100%	7人	_	売 上 高 ポイント収入額 支払利息	508 515 10	短期借入金 未払金	2, 500 55
子会社	㈱道北アークス	北海道 旭川市	781	(所有) 100%	6人	_	売 上 高 ポイント収入額	429 257	短期貸付金 未払金	400 26
子会社	㈱道東ラルズ	北海道 北見市	450	(所有) 100%	4人	-	売 上 高 ポイント収入額	92 173	未払金	10
子会社	㈱道南ラルズ	北海道 函館市	480	(所有) 100%	4人	_	売 上 高 ポイント収入額	226 173	未収入金	12
子会社	㈱イワイ	札幌市 豊平区	100	(所有) 100%	3人	_	売上高	60	_	_
子会社	(株)エルディ (注) 1. (4)	札幌市	480	(所有) 100%	5人	_	売上高	45	未払金	0
子会社	構ライフポート (注) 1. (4)	札幌市 豊平区	130	(所有) 100%	2人	_	売 上 高 ポイント収入額	9 6	-	-
子会社	㈱東光ストア	札幌市白石区	1, 377	(所有) 100%	4人	_	売 上 高 ポイント収入額 受取利息	432 529 7	短期貸付金 未払金	2, 025 28
子会社	㈱ユニバース	青森県八戸市	1, 522	(所有) 100%	4人	_	売 上 高 ポイント収入額 支払利息	1, 084 416 3	短期借入金 未収入金	1, 250 34
子会社	㈱篠原商店	北海道 網走市	10	(所有) 100%	3人	-	売 上 高 ポイ가収入額 受取利息	69 28 0	未払金	3
子会社	㈱ジョイス	岩手県 盛岡市	1, 052	(所有) 100%	3人	_	売 上 高 ポイント収入額	261 144	未収入金	18
関連 会社	㈱北海道シジシー	札幌市 豊平区	114	(所有) 20.9%	4人	_	売 上 高 支払利息	5 1	短期借入金	600

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 子会社に対する資金の貸付及び子会社からの資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。
- (2) 売上高は、子会社及び関連会社からの経営指導料及び受取配当金から構成されております。経営指導料は、各子会社の経常利益、売上高、総資産等に基づいて合理的に算定しており、受取配当金は、各子会社及び関連会社の当期純利益に基づいて合理的に算定しております。
- (3) ポイント収入額は、カード利用により発生した子会社負担額を収入計上したものであります。
- (4) 平成25年12月1日付で当社子会社である㈱エルディと㈱ライフポートを合併いたしました。
- 2. 取引金額には消費税等を含めておりません。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1,118円49銭

1株当たり当期純利益

43円50銭

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

当社と㈱ベルグループ(以下、「ベルグループ」といいます。)は、平成26年3月28日に開催されたそれぞれの取締役会決議に基づき、平成26年9月1日を効力発生日(予定)として、当社を株式交換完全親会社、ベルグループを株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)による経営統合を行うことについて、同日付で両社間で基本合意書を締結いたしました。

なお、本株式交換は、平成26年5月30日に開催予定のベルグループ定時株主総会における 承認を得た上で行われる予定です。また、本株式交換は、会社法第796条第3項の規定に基づ く簡易株式交換の手続により、当社株主総会における承認を受けないで行われる予定です。

また、取引の概要等については、連結注記表(重要な後発事象に関する注記)に記載して おります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年4月11日

株式会社 アークス 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 関谷靖夫 印業務執行社員 公認会計士 関谷靖夫

指定有限責任社員公認会計士 大森茂伸 印業務執行社員公認会計士 大森茂伸 印

指定有限責任社員公認会計士 池内基明 印業務執行社員公認会計士 池内基明 印

指定有限責任社員 公認会計士 板垣博靖 印業務執行社員 公認会計士 板垣博靖 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アークスの平成25年3月1日から平成26年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚 偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制 を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が 実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重 要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有 効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際し て、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関 連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法 並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討 することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アークス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成26年3月28日に開催された取締役会決議に基づき、平成26年9月1日を効力発生日として、株式会社ベルグループを完全子会社とする株式交換による経営統合を行うことについての基本合意書を同日付で締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年4月11日

株式会社 アークス 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 関谷靖夫 印業務執行社員 公認会計士 関谷靖夫

指定有限責任社員公認会計士 大森茂伸 印業務執行社員公認会計士 大森茂伸 印

指定有限責任社員公認会計士 池内基明 印業務執行社員公認会計士 池内基明 印

指定有限責任社員公認会計士 板垣博靖 印業務執行社員公認会計士 板垣博靖 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アークスの平成25年3月1日から平成26年2月28日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬 による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経 営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と 認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産 及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成26年3月28日に開催された取締役会決議に基づき、平成26年9月1日を効力発生日として、株式会社ベルグループを完全子会社とする株式交換による経営統合を行うことについての基本合意書を同日付で締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

以上

監督報告書

当監査役会は、平成25年3月1日から平成26年2月28日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、 職務の分担等に従い、取締役、経営監査グループその他の使用人等と意思 疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役 会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状 況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲 覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしま した。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定 款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確 保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき 整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等 からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて 説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法 施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについて は、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検 計を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思 疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けま した。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明 細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違 反する重大な事実は認められません。

なお、事業報告に記載の子会社における独占禁止法に係わる件につきましては、公正取引委員会から、不公正な取引方法に関し、独占禁止法第2条第9項第5号等に該当する行為が有ったとして平成25年7月3日に排除措置命令及び課徴金納付命令を受けており、両命令に対しては算定基準を不服として審判請求を行い、現在、その手続きが進行中でありますが、グループ全体で再発防止およびコンプライアンスの徹底に取り組んでいることを確認しております。

- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であ ると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年4月11日

株式会社アークス 監査役会

常勤監查役 本間吉美 印 監 查 役 武内幸博 印 社外監查役 髙嶋 智 印 社外監查役 伊東和範 印

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策のひとつとして 位置づけし、営業基盤の拡充と企業体質の強化を図りながら、1株当たり利 益の増加と積極的な成果の配分を行うことを基本方針としております。

当期の剰余金の配当につきましては、この方針のもと、当期の業績等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- 1. 配当財産の種類 金銭といたします。
- 2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき20円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、1,100,524,240円となります。 これにより、中間配当金として1株当たり20円をお支払いしております ので、当期の年間配当金は1株当たり40円となります。
- 3. 剰余金の配当が効力を生じる日 平成26年5月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割が十分に 発揮されるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、定款 第32条(社外取締役の責任限定契約)の規定を新設するものでありま す。

なお、本規定の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

- (2) 上記変更に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。
- 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す)

現行定款	変 更 案
(新設)	(社外取締役の責任限定契約) 第32条 当会社は、会社法第427条第1項 の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償 責任に関し、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。
第 <u>32</u> 条~第 <u>44</u> 条 (条文省略)	第 <u>33</u> 条~第 <u>45</u> 条 (現行どおり)

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制ならびにコーポレートガバナンスの一層の強化を 図るため、取締役2名を増員し、社外取締役1名を含む取締役11名の選任を お願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、候補者番号11の遠藤 須美夫氏は、当社が㈱ベルグループを完全子会社とする株式交換の効力発生(平成26年9月1日予定)を停止条件として、当社の取締役に選任することをお願いするものであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
1	登 浦 紘 一 (昭和14年12月3日生)	昭和42年10月 ㈱ユニバース代表取締役社長(現任) 平成23年10月 当社代表取締役会長(現任) <重要な兼職の状況> (㈱ユニバース代表取締役社長 (㈱ドラッグ・ユー代表取締役社長 ユニバース興産㈱代表取締役社長 (㈱みまん取締役	1, 652, 945株
2	が、はら とも はる 福 原 朋 治 (昭和10年7月18日生)	昭和30年7月 福原商店入社 昭和33年5月 ㈱福原専務取締役 平成6年8月 同社代表取締役社長 平成14年11月 当社代表取締役会長 平成23年10月 当社代表取締役副会長(現任) 平成25年5月 ㈱福原代表取締役会長(現任) <重要な兼職の状況> ㈱福原代表取締役会長 ㈱エルディ代表取締役会長 ㈱ゴ東ラルズ取締役会長	939, 578株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
3	また やま きょし 横 山 清 (昭和10年5月15日生)	昭和36年12月 当社入社 昭和39年12月 当社入社 昭和39年12月 当社常務取締役 昭和45年4月 当社代表取締役専務 昭和60年4月 当社代表取締役主長(現任) <重要な兼職の状況> ㈱ラルズ代表取締役会長兼CEO ㈱ユニバース代表取締役会長 ㈱東光ストア代表取締役会長 ㈱がョイス表取締役会長 ㈱がョイイ代表取締役会長 ㈱がョイイ代表取締役会長 ㈱がヨイイ代表取締役会長 ㈱エルアディ代表取締役会長 ㈱エルアディ代表取締役会長 ㈱エルアディ代表取締役会長 ㈱コルズ取締役相談役 ㈱道北アークス取締役相談役 ㈱道北アークス取締役相談役 ㈱道東ラルズ取締役相談役 ㈱が道東ラルズ取締役相談役 ㈱がゴシンージャパン取締役を会長 ㈱ンジシージャパンカコトト メニュートルーマーケット協会会長 日本スーパーマーケット協会副会長	3, 021, 854株
4	**る がか こう いち 古 川 公 一 (昭和31年5月7日生)	昭和55年4月 ㈱北海道銀行入行 平成10年10月 当社入社 平成14年11月 当社執行役員 平成25年5月 ㈱ラルズ取締役(現任) 当社取締役常務執行役員(現任) <重要な兼職の状況> ㈱ラルズ取締役 ㈱道南ラルズ取締役 ㈱エルディ取締役	5, 735株
5	もり を †** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	昭和46年3月 当社入社 平成3年5月 当社取締役 平成7年5月 当社常務取締役 平成10年11月 ㈱道北ラルズ(現㈱道北アークス) 代表取締役社長 平成14年11月 ㈱ラルズ常務取締役 平成19年5月 同社専務取締役 平成25年5月 同社専務取締役 平成25年5月 当社取締役執行役員(現任) <重要な兼職の状況> ㈱ラルズ代表取締役社長兼C00 ㈱篠原商店取締役 ㈱イワイ取締役	30, 065株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
6	む ぐるま あきら 六 車 亮 (昭和28年10月16日生)	昭和56年2月 ㈱ふじ(現㈱道北アークス)入社 昭和62年12月 同社取締役 平成3年7月 同社常務取締役 平成4年7月 同社専務取締役 平成10年7月 同社代表取締役社長(現任) 平成16年10月 当社取締役執行役員(現任) <重要な兼職の状況> ㈱道北アークス代表取締役社長 ㈱エルディ取締役 ㈱中央スーパー取締役	46, 277株
7	こがりまい ひでき 小 苅 米 秀 樹 (昭和37年12月26日生)	昭和63年3月 平成16年6月 同社取締役ディスカウントストア事業部長 平成18年3月 同社取締役経営計画室長 平成19年1月 同社常務取締役経営計画室長 平成19年12月 同社常務取締役経営計画室長 平成21年1月 同社代表取締役兼社長執行役員 平成22年1月 同社代表取締役兼社長執行役員兼開発本部長 平成22年9月 同社代表取締役兼社長執行役員兼開発本部長 平成22年9月 当社取締役兼社長執行役員 平成24年9月 当社取締役教行役員(現任) (城ジョイス代表取締役兼社長執行役員営業本部長(現任) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	78, 318株
8	なく はら いく はる 福 原 郁 治 (昭和42年9月30日生)	平成7年9月 ㈱福原入社 平成18年5月 同社取締役 平成21年5月 同社常務取締役商品部長 平成21年9月 同社常務取締役店舗運営部統括 平成25年5月 同社代表取締役社長(現任) 当社取締役執行役員(現任) <重要な兼職の状況> ㈱福原代表取締役社長	693, 415株
9	※ 井 上 浩 一 (昭和31年8月11日生)	平成元年5月 ソニー㈱入社 平成17年9月 ㈱ユニバース入社 平成17年10月 同社情報システムグループ長 平成20年5月 同社情報システム部長 平成22年7月 同社取締役情報システム部長(現任) <重要な兼職の状況> ㈱ユニバース取締役情報システム部長	1, 446株
10	※ 佐 伯 浩 (昭和16年7月1日生)	昭和59年4月 北海道大学工学部教授 平成13年4月 北海道大学大学院工学研究科長・工 学部長 平成15年5月 北海道大学副学長 平成19年5月 北海道大学総長 平成25年4月 北海道大学名誉教授(現任)	-株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
11	※ 遠藤須美夫 (昭和7年5月5日生)	昭和35年5月 ㈱一戸商店(現㈱ジョイス)入社 昭和50年2月 同社取締役 平成3年5月 ㈱ベルセンター代表取締役 平成15年12月 ㈱ベルグループ代表取締役社長(現任) 平成19年4月 ㈱ベルプラス代表取締役社長 平成22年5月 同社代表取締役会長(現任) <重要な兼職の状況> ㈱ベルグループ代表取締役社長 ㈱ベルプラス代表取締役会長 ㈱ビッグハウス代表取締役会長 ㈱エシジシー代表取締役会長 協同組合ベルセンター代表理事	10, 958株

- (注)1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. ※印は、新任候補者であります。
 - 3. 佐伯浩氏は、社外取締役候補者であり、当社は、同氏が取締役に選任された場合、東京 証券取引所および札幌証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出る予定です。
 - 4. 佐伯浩氏は、教育者としての幅広い見識と、大学の副学長、総長等の豊富な組織運営の 経験を有しており、これらを当社の経営に反映していただくために、社外取締役として 選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となる こと以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社 の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
 - 5. 当社は、佐伯浩氏が本総会において取締役に選任された場合、社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるように、同氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、法令で定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
 - 6. 遠藤須美夫氏は、㈱ベルグループ株式11,000株を所有しており、当社は、同社を完全子会社とする株式交換(平成26年9月1日効力発生予定)に際して、同氏が所有する同社株式に対して株式交換比率に応じた当社株式を新たに割り当ていたします。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役本間吉美氏は、本総会終結の時をもって監査役を辞任されます。 つきましては、監査役1名の補欠選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

また、監査役候補者が選任された場合の任期は、定款の定めにより平成27 年5月開催予定の定時株主総会終結の時までとなります。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式 数
き がわ ひろ ゆき 佐 川 広 幸 (昭和24年5月31日生)	昭和49年4月 (構定鉄商事(現㈱東光ストア) 入社 平成元年5月 同社取締役 平成9年6月 同社常務取締役 平成14年6月 同社専務取締役 平成20年5月 同社監査役(現任) <重要な兼職の状況> (㈱東光ストア 監査役	一株

⁽注)候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第5号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役8名と監査役4名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額21,845,000円(うち監査役賞与2,000,000円)を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は取締役会に、各監査役に対する金額は監査 役の協議にご一任願いたいと存じます。

第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任される竹永徹雄 氏および本総会終結の時をもって辞任により監査役を退任される本間吉美氏 に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、 相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、退任取締役について は取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じ ます。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略歷
たけなが てっぷ 竹永 徹雄	平成23年10月 当社取締役 (現任)
本間 吉美	平成19年5月 当社常勤監査役 (現任)

第7号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続に ついて

当社は、平成20年3月17日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「旧プラン」といいます。)を導入し、平成20年5月29日開催の当社第47期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、平成23年5月24日開催の当社第50期定時株主総会において、旧プランの一部を変更した「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「現プラン」といいます。)の継続について株主の皆様のご承認をいただきました。その有効期限は、本株主総会終結の時までとなっております。

当社では、その後の社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向 および様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を 確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り 方について引き続き検討してまいりました。

その結果、平成26年4月11日開催の当社取締役会において、現プランを継続すること(以下、「本継続」といい、継続後の対応策を「本プラン」といいます。)を決定しましたので、お諮りするものであります。

I. 承認の対象となる本プランの内容

1. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって 当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組 みとして継続するものです。

当社取締役会は、上場会社である当社株式の自由な取引や大規模な買付行為や買付提案を一概に否定するものではありませんが、大規模な買付等の中には、企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものも少なくありませんし、当社取締役会としても、株主が買付条件等について検討し、代替案を協議または提案するための十分な時間や情報を提供される必要があると考えております。

平成26年2月28日現在の当社株式の状況は、当社役員およびその関係者により当社の発行済株式の約31.8%が保有されております。ただし、当社役員およびその関係者も各々の事情に応じて今後当社株式を譲渡その他処分し、それらの当社株式の保有割合が減少していく可能性は否定できません。また、それ以外の当社株式の多くは、個人株主の皆様や、従業員持株会、信託銀行

等の機関投資家、国内法人、外国法人等の皆様により保有されておりますので、大規模な買付等を行おうとする者が現れた場合に、これら株主の皆様が、大規模な買付行為や買付提案の内容や当社取締役会の意見、代替案を検討し、大規模な買付等に応じるか否かの最終的な判断を適切に決定するための情報や時間を確保することは重要であると考えております。

このような事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為や買付提案が行われた場合、株主の皆様が適切に判断するための必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為が為された場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続することといたしました。本プラン全体の概要については別紙1をご参照ください。

2. 本プランの対象となる当社株券等の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

注1:特定株主グループとは、

- (i)当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)または、
- (ii)当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の 買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融 商品市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別

関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

- 注2:議決権割合とは、
- (i)特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合をいいます。(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も加算するものとします。)または、
- (ii)特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3:株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等また は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するもの を意味します。

3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講ずるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程(概要につきましては、別紙2をご参照ください。)に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外監査役または社外有識者(注)のいずれかに該当する者の中から選任します。独立委員会の委員は、当社取締役会にて決定次第、お知らせいたします。現在の独立委員会委員であ

る社外監査役の髙嶋智氏、社外有識者としての堀達也氏、田中新一氏は、本 プランの継続後も引き続き就任する予定です。 (略歴につきましては、別紙 3をご参照ください。)

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を得ることができるものとします。

注: 社外有識者とは、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会 計士、学識経験者またはこれに準じる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

(1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の誓約を含む以下の内容等について日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- (a) 大規模買付者の名称、住所
- (b) 設立準拠法
- (c) 代表者の氏名
- (d) 国内連絡先
- (e) 提案する大規模買付行為の概要
- (f) 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約 当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速 やかにその旨および必要に応じ、その内容について公表します。

(2) 大規模買付者からの必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)(a)~(f)までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報(以下「必要情報」といいます。)について記載した書面(以下「必要情報リスト」といいます。)を交付し、大規模買付者には、必要情報リストの記載にしたがい、必要情報を当社取締役会に日本語で記載された書面にて提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- (a) 大規模買付者およびそのグループ (共同保有者、特別関係者および 組合員 (ファンドの場合) その他の構成員を含みます。) の詳細 (名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社およ び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報 を含みます。)
- (b) 大規模買付行為の目的、方法および内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。)
- (c) 大規模買付行為の取得対価の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)
- (d) 大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- (e) 大規模買付行為の完了後に想定している役員候補(当社および当社 グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含み ます。)、当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計 画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- (f) 大規模買付行為の完了後における当社および当社グループの顧客、 取引先、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループと の関係に関しての変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当社に提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めたうえで、必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するために必要十分な必要情報の全てが大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が評価必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める評価必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記(3)の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

(3) 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金(円価)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、

大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、 当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講ずることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、 大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要 情報のごく一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵 守しないと認定することはしないものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応ずるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の(a)から(i)のいずれかに該当し、その結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、上記(1)で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

(a) 真に当社グループの経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合(いわゆるグリーンメーラーである場合)

- (b) 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営に 必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等 を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる 焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っていると判断される 場合
- (c) 当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大規模 買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用す る予定で当社株式の買収を行っていると判断される場合
- (d) 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合
- (e) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株式の買付を行うことをいいます。)など、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (f) 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件(買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。)が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合
- (g) 大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分または不適切であるため、当社グループの事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
- (h) 大規模買付者による支配権獲得により、当社はもとより、当社グループの持続的な企業価値増大の実現のため必要不可欠な、顧客、取引先、従業員、地域関係者その他の利害関係者との関係を破壊する等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(i) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不 適切であると判断される場合

(3) 取締役会の決議、および株主総会の開催

当社取締役会は、上記(1)または(2)において対抗措置の発動の 是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対 抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不 発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間およびその他の行使条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様に本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間(以下「株主検討期間」といいます。)として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、速やかにその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議にしたがうものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後

適時・適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記4. (1) 「大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間をあわせた期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後に のみ開始できるものとします。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会又は株主総会において、具体的な対抗措置を講ずることを決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当の中止、または新株予約権無償割当後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償取得(当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様の新株予約権は消滅します。)の方法により対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

6. 本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止

本プランは、本株主総会での決議をもって同日より発効することとし、有効期限は平成29年5月31日までに開催予定の当社第56期定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様に不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

Ⅱ. 補足説明

本プランの内容は、上記 I. に記載のとおりですが、株主の皆様に与える影響等および本プランの合理性はそれぞれ以下のとおりです。

1. 本プランによる株主の皆様に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応ずるか否かを 判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役 会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保する ことを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報および 提案のもとで、大規模買付行為に応ずるか否かについて適切なご判断を することが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の 利益の保護につながるものと考えます。したがいまして、大規模買付ル ールの設定は、株主の皆様が適切な判断を行う上での前提となるもので あり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記 I. 5 において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆様に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講ずることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様(大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者および当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則等に従って適時・適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を実施する場合 には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当 を受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株 予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権 の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込 み等の手続は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権 の割当を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でない こと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあ ります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当を中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後(権利落ち日以降)に1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

- 2. 本プランの合理性について(本プランが会社の支配に関する基本方針に 沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役 員の地位の維持を目的とするものではないことについて)
- (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記 I.1 「本プランの目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応ずるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買

-71 -

付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を反映するものであること

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様の意思を問う予定であり、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(4)独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記 I.5 「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

(5) デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

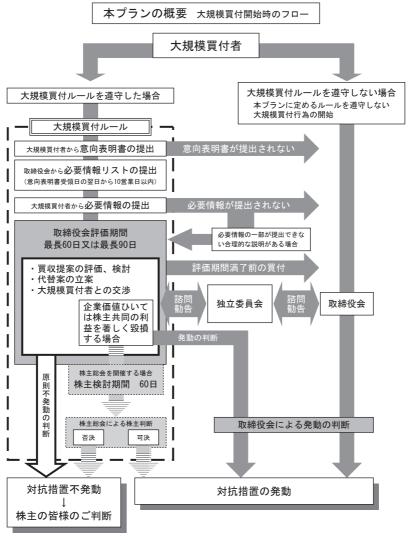
本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社においては取締役の任期は1年のため、本プランは、スローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)ではございません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以上





(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではございません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

以 上

独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、 当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外監査役または社外有識者(実 績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者または これに準じる者)のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に 基づき選任される。
- ・独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、 大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認 められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措 置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則とし てその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧 告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の 企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこと とする。
- ・独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を得ることができるものとする。
- ・独立委員会の決議は、3分の2以上の委員が出席し、出席した委員の過半数をもってこれを行う。

以上

独立委員会の委員略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、引き続き以下の3名を予定しております。

堀 達也(ほり たつや)

(略歴) 昭和10年11月生まれ

昭和33年 4月 北海道庁入庁 平成 5年 6月 北海道副知事 平成 7年 4月 北海道副和事

平成16年 8月 学校法人札幌大学理事長

平成21年12月 北海道マーケティング総研㈱取締役会長(現職)

平成22年 4月 北海道開拓記念館館長

田中 新一(たなか しんいち)

(略歴) 昭和14年 2月生まれ

昭和40年 9月 公認会計士登録

昭和51年 8月 新日本監査法人代表社員

平成 7年 7月 日本公認会計士協会常務理事

平成16年 8月 公認会計士 田中新一事務所 所長 (現職)

髙嶋 智(たかしま さとる)

(略歴) 昭和26年10月生まれ

昭和54年 4月 弁護士登録

昭和60年4月髙嶋智法律事務所開設平成5年5月当社監査役(現任)

平成 8年 1月 札幌中央法律事務所開設

平成18年 8月 たかしま総合法律事務所 所長 (現職)

上記、各独立委員と当社の間には特別の利害関係はありません。

なお、社外監査役髙嶋智氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

以上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、 その所有する当社普通株式(ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。) 1 株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 株主に割り当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める基準日における当社発行可能株式総数から当社普通株式 の発行済株式総数 (ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。) を減じた 数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者(ただし、あらかじめ当 社取締役会が同意した者を除く。)でないこと等を行使の条件として定める。 詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記 6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

以上

電子投票(インターネット等による議決権行使)について

1. 電子投票について

(1) 書面による議決権行使に代えて、当社の指定する次の議決権行使ウェブサイトにて議決権を行使可能です。ご希望の方は、本書同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご行使ください。なお、初回ログインの際にパスワードを変更いただきます。

http://www.it-soukai.com

※接続先のアドレスが前回より変更となっておりますので、必ず上記アドレスよりログインしてください。

- (2) 投票期限は平成26年5月26日(月曜日)午後6時です。期限時刻までに議決権のご行使を完了する必要があります。
- (3) 書面と電子投票を重複してご行使された場合は、電子投票を有効とします。複数回電子 投票された場合は、最後のご行使を有効とします。
- (4) インターネット接続に係る費用は、株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。パスワードについて、当社よりお尋ねすることはございません。また、お電話によるご照会には、一切お答えできません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、 画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、当社の株主名簿管理人である<みずほ信託銀行 証券代行部>(以下)までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9・00~21・00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

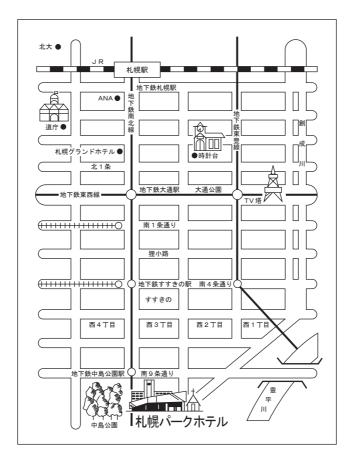
フリーダイヤル 0120-288-324 (平日 9:00~17:00)

(ご参考)

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

メ	モ		

株主総会会場ご案内図



会 場 札幌パークホテル 地下2階パークプラザ 札幌市中央区南十条西三丁目1番1号 電話 011-511-3131

・地下鉄 南北線 中島公園駅より徒歩1分